

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

災害に関する主な法人税法上の取扱いについて

Q 当社は今回の豪雨にともない自社の資産が被災し被害を受けました。また、取引先も大きな被害にあったため見舞金等を拠出しました。この場合、税務上は、どのように取り扱われるのでしょうか？

解説

災害に関して法人が支出する費用などの主な税務上の取扱いについては、次の通りとなっています。

1. 災害により滅失・損壊した資産等

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その被災に伴い次のような損失又は費用が生じたときには、**その損失又は費用の額は損金算入されません。**

- ①商品や原材料等の棚卸資産、事務所等の固定資産などの資産が災害により損壊した場合
- ②損壊した資産の取り壊し又は除去のための費用の額
- ③土砂その他の障害物の除去のための費用の額

2. 従業員等に支給する災害見舞金品

法人が災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、**福利厚生費として損金の額に算入されます。**

3. 取引先に対する災害見舞金等もしくは売掛金の免除等

法人が取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は交際費に該当せず、**損金の額に算入されません。**また、売掛金や貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は**寄付金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。**

4. 自社製品等の被災者に対する提供

法人が不特定多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に対する費用は、**広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。**

要するに…

災害の発生に伴って、その取引先や従業員、被災者等に対して支出した金銭等や自社製品等の費用は通常取扱いとは異なり、基本的に損金の額に算入されます。